

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令

(平成二十四年九月二十日政令第二百四十四号)

内閣は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

[障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律](#)（以下「法」という。）[第二条第五項](#)の政令で定める事業主は、障害者（[同条第一項](#)に規定する障害者をいう。）が[船員職業安定法](#)（昭和二十三年法律第百三十号）[第六条第十二項](#)に規定する派遣船員である場合において当該派遣船員に係る[同条第十一項](#)に規定する船員派遣の役務の提供を受ける事業主とする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。